

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.63

発行：東濃西部広域行政事務組合

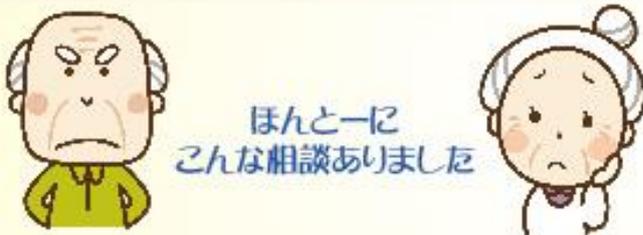
スマホやタブレットに支払方法を登録することのリスク

スマホやタブレットなどの通信端末でアプリを購入する時、その支払い方法は複数あります。①携帯電話会社からの通信料の請求に合算して支払う方法。②クレジットカードで支払う方法。③購入した電子マネーで支払う方法。

①②の支払い方法は端末に登録することで、その後は登録された方法で簡単に支払い手続きすることができ、大変便利です。しかし、便利な反面、他人や子どもなどでも容易に利用できてしまいます。

そのような意図しない支払いが発生しないようにするためには、利用制限やパスワードの管理といった自己防衛を徹底しましょう。

※③の電子マネーは購入時に支払った金額を超えて支払いが発生することはありません。



ほんとーに
こんな相談ありました

ブライダルフェアに行き、その場の雰囲気ですぐに1年後の結婚式の契約をした。具体的な人数などは決まっておらず、おおよその内容で契約してしまったため、後日、冷静になり、解約を申し入れたところ、高額な解約料を請求された。

消費者と事業者の契約には消費者契約法が適用されます。消費者契約法には解約料についての考え方があり、解約料は事業者が解約により被った実損害としています。(いわゆる「利益部分」は消費者に請求してはいけません)

契約規約に解約料が定められている場合でも、消費者契約法の定めと異なる場合は、解約料の見直しを求めることができる場合もあります。

12月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	29件
訪問販売	13件
訪問購入	44件
通信販売	24件
連鎖販売	0件
電話勧誘	4件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	25件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業